

ID: 527

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	占有許可の取消し、行為中止命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。</p> <p>2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日